

[事案 2023-339] 給付金支払請求

・令和6年11月5日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないこと等を理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年7月から同年12月まで多発性関節炎および急性肝炎にて入院（入院①）したため、平成4年10月に契約した定期保険特約付終身保険にもとづき疾病入院給付金を請求したところ、約款に定める入院に該当しないことを理由に支払われなかった。その後、平成19年10月から平成20年3月まで左膝内側側副靭帯損傷および前十字靭帯損傷にて入院（入院②）したため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、87日分の災害入院給付金が支払われ、残る45日分の入院については、約款に定める入院に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院①の疾病入院給付金、入院②の45日分の災害入院給付金および障害給付金を支払ってほしい。

- (1)入院①は、血液検査の結果入院したものである。
- (2)入院②の平成19年12月の外出は、家の事情により外出したものである。右膝の状態が良くないまま症状固定となっており、現在も回復しておらず大変な思いをしている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①の急性肝炎については、診断根拠が不明であり、そのように診断できるのか疑問である。多発性関節炎および急性肝炎のいずれについても、通院での治療が可能であり、「自宅等での治療が困難」と評価することはできない。
- (2)入院②において、手術が行われていないこと、治療はギプスで固定した上での投薬・リハビリであること、急性期は平成20年1月上旬までと診断されていたこと、1月上旬に外泊し病院外への移動が可能であったこと、その後すぐにギプスが外れていたことからすると、以降は「入院」と評価できない。
- (3)申立人の右膝関節の運動範囲は、一般通常人の生理的運動範囲である数字と一致し、また右膝の拘縮については診断書で回復の可能性があるとされており、障害給付金の支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事実関係を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。